

児童発達支援及び放課後等デイサービスの概要

★児童発達支援

障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいては治療を行う。（児童福祉法第六条の二の二第二項）

利用対象児童

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童

②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童

治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

★放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）又は専修学校等に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。（児童福祉法第六条の二の二第三項）

利用対象児童

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の概要

★居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。（児童福祉法第六条の二の二第四項）

利用対象児童

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

★保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。（児童福祉法第六条の二の二第五項）

利用対象児童

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児であつて、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

根拠法令等

<法令>

○児童福祉法・児童福祉法施行令・児童福祉法施行規則

<指定基準・運営基準>

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例【都条例】

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例施行規則【都規則】

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第5号）【基準省令】

○「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（令和6年3月29日こ支障第94号）【解釈通知】

<報酬>

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（令和6年こども家庭庁告示第3号）【報酬告示】

○「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和6年3月29日こ支障第94号）【留意事項通知】

○「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日障発0330第31号）

<Q&A>

○障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 等

<ガイドライン等>

○放課後等デイサービスガイドライン（令和6年7月4日こ支障第168号）

○児童発達支援ガイドライン（令和6年7月4日こ支障第168号）

○保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月4日こ支障第168号）

指定障害児通所支援の事業の基準(児童福祉法第21条の5の19参照)

第21条の5の19

指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

基準に基づいた運営の実施
→**基準内容の理解が必要**

指定障害児通所支援事業者等の一般原則(都条例第3条(基準省令第3条参照))

第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下この条及び第11条第2項において「通所支援計画」という。)を作成し、当該通所支援計画に基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、当該指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施その他の必要な措置を講じよう努めなければならない。

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

★人員基準 都条例第5条従業員の配置の基準(基準省令第5条)・都条例第14条勤務体制の確保等(基準省令第38条)

- ・児童指導員等の配置については事前に勤務表を作成し適正な人員配置を行う。

① 人員基準(児童発達支援・放課後等デイサービス)

【重心外】 ・管理者 ・児童発達支援管理責任者
・児童指導員又は保育士（1名以上が常勤）

放課後等デイ・児童発達支援（重心外）の場合

10：2の配置

（定員10名に対し児童指導員又は保育士2名）

【重心】 ・管理者 ・児童発達支援管理責任者 ・看護職員 ・児童指導員又は保育士
・機能訓練担当職員 ・嘱託医

★児童指導員又は保育士

- ・児童指導員とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第43条の規定に該当する者をいう。
- ・保育士については、保育士証の提出が必要。（保母資格証は不可）

★児童発達支援管理責任者

- ・常勤専従（管理者との兼務可）
- ・児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能事業所のうち、指定通所基準第80条の規定する従業員数等に関する特例によらない多機能事業所（いわゆる規模別事業所）においては、児童発達支援、放課後等デイサービスのそれぞれの事業毎に児童発達支援管理責任者の配置が必要。

※実践研修および更新研修修了者は5年度毎に1回の更新研修の受講が必要

※令和3年度までの基礎研修修了者で実践研修または更新研修を受講していない場合は、児発管として従事できない。

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

② 指定基準見直しによる対応について

(1) 児童発達支援管理責任者の要件の見直し

- ・ 障害児・児童・障害者の支援の経験が3年以上を必須化（告示の改正・平成29年4月）
- ・ 研修形態の見直し（平成30年度）

(2) 児童発達支援、放課後等デイサービス人員配置基準の見直し（基準省令の改正・令和3年4月）

※機能訓練担当職員や看護職員（医ケア児のいる事業所のみ）についても基準人員の合計数に含めることができるが、基準人員配置基準の半数以上は児童指導員又は保育士である必要がある。

例 定員10名の場合、営業時間中に2名の配置が必要。

児童指導員 + 保育士○ 保育士 + 保育士○ 児童指導員 + 児童指導員○

児童指導員又は保育士 + 機能訓練担当職員○ 機能訓練担当職員 + 機能訓練担当職員 ×

児童指導員又は保育士 + 看護職員 ○【医ケア児に対し医療的ケアを実施する場合】

※基準を超えて配置する人員については、指導員の配置も可。

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

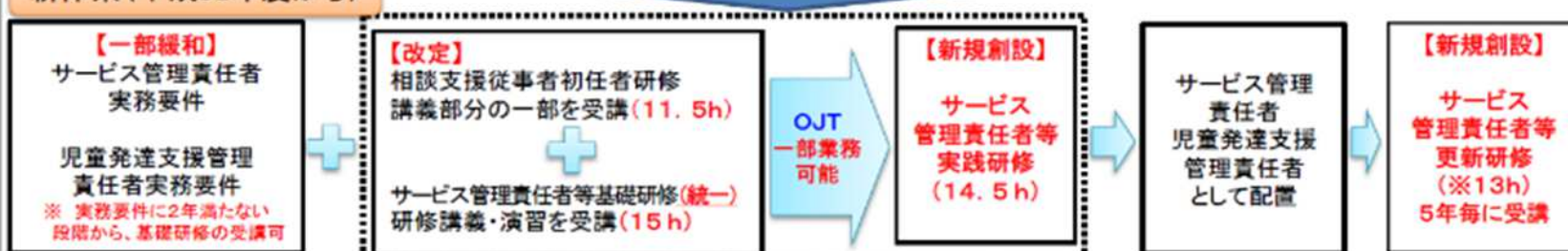
児童発達支援管理責任者研修の見直し

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置をとる。

旧体系(平成30年度まで)



新体系(平成31年度から)



(注)一定の実務経験の要件

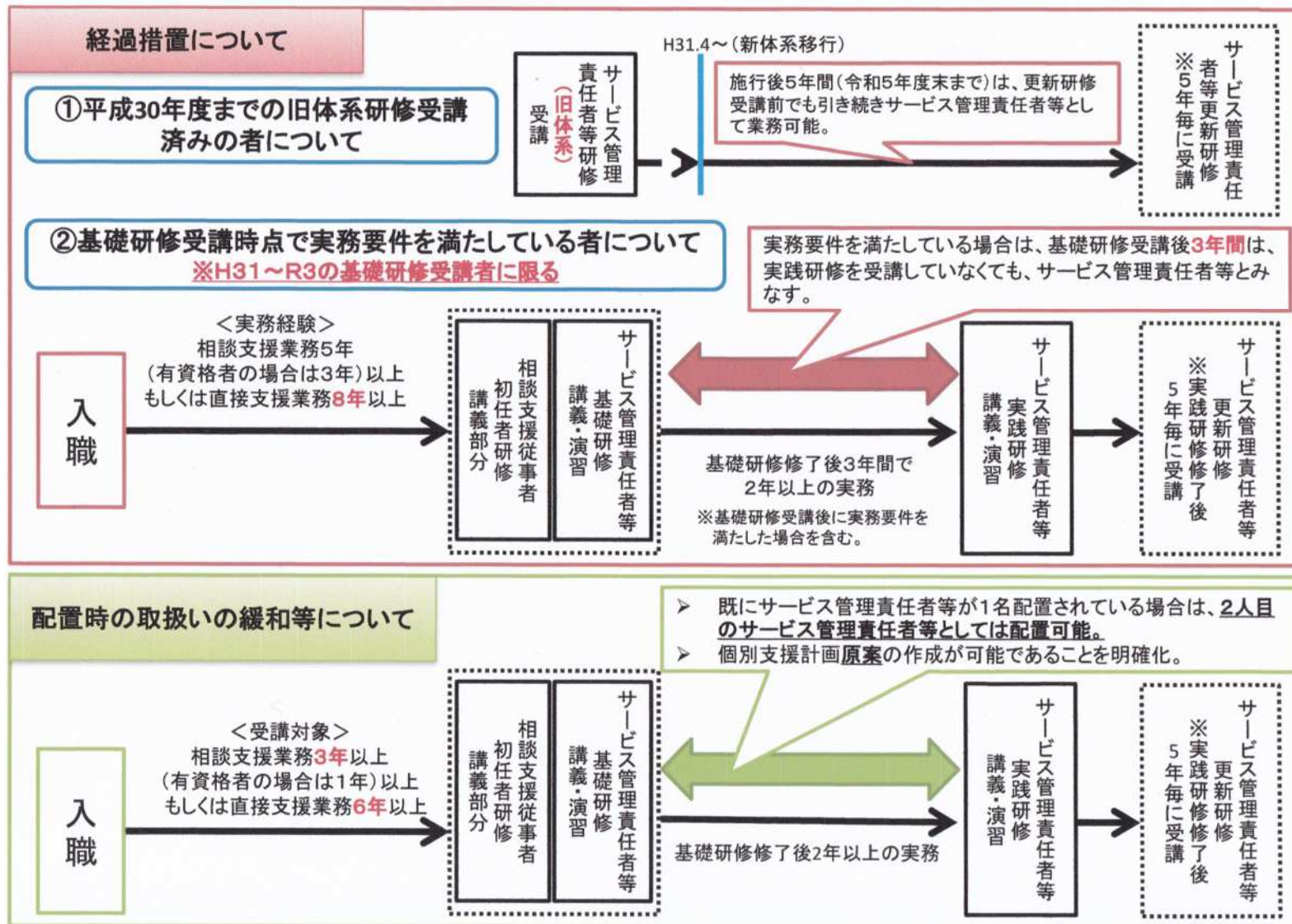
- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

※令和5年度末までは、カリキュラムを一部割愛し、6時間程度の内容で実施することが可能

【新規創設(予定)】専門コース別研修(任意研修)

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について



児童発達支援管理責任者欠如時の報酬算定について

(1) 児童発達支援管理責任者欠如減算

児童発達支援管理責任者の欠如及び指定基準に定める人員基準（常勤かつ専従）を満たしていない場合、不在となった月の翌々月から欠如が解消された月までは減算の扱いとなる。

(2) 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算など

児童発達支援管理責任者は児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数となるため、欠如の場合には、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算、専門的支援実施加算及び看護職加配加算の算定はできない。

※個別支援計画の見直しの時期によっては、個別支援計画未作成減算がかかる場合もある。また、新規の契約（受け入れ）もできなくなるため、注意が必要。

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

③ 営業時間とサービス提供時間

(1) 営業時間

児童を受け入れる体制を整えている時間（10：2の職員配置を充たしている時間）でサービス提供が可能な時間帯（送迎のみを行う時間帯は含まれない。）

※基準人員の配置は営業時間中は配置が必要（※サービス提供時間中のみではない。）

(2) サービス提供時間

事業所において定めるべき標準的なサービス提供時間のこと。

特に営業時間中の送迎時の職員配置に注意

→ 事業所内、送迎体制ともに複数の職員配置をお願いします。
（事業所内には直接支援にあたる者1名以上を含む複数配置）

各種加算の基準理解を ～届出が必要な加算と実績による加算があります～

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

★定員の遵守 都条例第38条 定員の遵守(基準省令第39条)

- ・受け入れ児童数についても災害や虐待などやむを得ない場合を除き定員を遵守する。

都条例第38条 (定員の遵守)

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員（～略）を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、**災害、虐待その他やむを得ない事情**がある場合は、この限りでない。

⇒児童が多いと職員の日が行き届かず、他の児童との衝突が起きるなど、
事故のリスクも高くなり、サービスの質の低下を招きます。なにより、
定員超過は条例違反です。

※定員超過利用減算にならない範囲であれば児童を受け入れられるということではありません！

定員と定員超過減算

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

《児童発達支援等の取扱方針(基準省令第26条)》

◎本人の意向を踏まえたサービスの提供

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が本人の意向を把握するとともに、支援体制の確保に努める。

◎自己評価の実施（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

ガイドラインを基に、事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて、その改善を図らなければならない。また、質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上インターネット等で公表し、都へ届出を行う。

◎支援プログラムの公表（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした支援プログラムを策定し、インターネットに公表し、都へ届出を行う。

《障害福祉サービス等の情報公開制度(平成30年4月施行)》

独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET）上で、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム」が創設された。このシステムを通じ、事業者は都道府県に報告し、都道府県等が公表することで、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようになった。

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

○児童福祉法

(指定障害児通所支援の事業の基準)

第二十一条の五の一九 指定障害児事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

② 指定障害児事業者は都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一条第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例

(定員の遵守)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(準用)

第七十六条 第十一条から第十四條の二まで、第十六條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條、第三十六條から第四十三條まで、第四十五條から第四十八條まで、第四十九條第一項及び第五十條から第五十三條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

★適正な記録の保存（都条例第53条 記録の整備(基準省令第54条)

- ・ サービス提供記録、個別支援計画、身体拘束等の記録、苦情に関する記録、事故記録 等

★定期的な研修の実施(都条例第14条 勤務体制の確保等(基準省令第38条))

- ・ 指導員等の障害児理解向上や事故防止策の徹底のため、研修計画を立て、定期的な研修を実施する。

★定期的な避難訓練の実施(都条例第51条 非常災害対策(基準省令第40条))

- ・ 避難場所や避難経路を事業所内で把握しておくとともに、定期的に避難訓練を実施する。

★緊急時等の対応方法の周知徹底(都条例第36条 緊急時等の対応(基準省令第34条))

- ・ 障害児の急変時の対応方法、連絡先等を事業所内で把握、周知しておく。

★個人情報管理の厳守(都条例第45条 秘密保持等(基準省令第47条))

- ・ 個人情報の管理方法を周知徹底する。従業員との秘密保持誓約書を取り交わす等、業務上知り得た情報を退職後も漏らすことがないように周知徹底を図る。個人情報の利用については事前に利用者との同意を得ておく。

適正な事業運営のために ～基準に則った運営を～

★苦情解決(都条例第48条 苦情解決(基準省令第50条))

- ・苦情等については迅速かつ適切に対応するよう努め、その内容や対応方法を記録しておく。

★事故等防止対策の徹底(都条例第50条 事故発生時の対応(基準省令第52条))

- ・都の「事故等防止対策の徹底について」や国の「障害児通所支援事業所及び障害児入所施設等における事故防止対策の徹底について」を備え、事故防止に努める。

★虐待防止のための取り組み(都条例第43条 虐待等の禁止(基準省令第45条)・都条例第13条 運営規程(基準省令第37条))

- ・運営規程で虐待防止のための措置についての事項を定める。(虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画)等。

★情報の提供等(都条例第30条 情報の提供(基準省令第26条))

- ・事業所の体制等について、質の評価を行い、常に改善を図るとともに、評価及び改善内容をおおむね1年に1回以上、インターネット等により公表しなければならない。

★送迎時の所在確認(都条例第51条の3 自動車を運行する場合の所在の確認(基準省令第40条の3))

- ・障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認する。
3列以上の送迎車両には、児童の見落としを防止する安全装置を設置する。

★マニュアルの整備

業務マニュアルのほか、危機管理マニュアルや事故防止マニュアル、虐待防止マニュアルなどを整備し、事業所内に周知する。

令和6年度報酬改定の主な概要

① 児童発達支援センターの一元化

福祉型、医療型の一元化とともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障碍児）の区分を一元化する。（令和9年3月31日まで経過措置）

② 総合的な支援の推進（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

個別支援計画において、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）との関連性を明確にし、支援の提供を行う。

③ 報酬体系の主な見直し

- i) 児童指導員等加配加算（配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価）
- ii) 強度行動障害児支援加算（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シートを作成した上で支援を実施）
- iii) 個別サポート加算Ⅰ（児童発達支援：対象児童の変更、放課後等デイサービス：強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置・支援による加算）

※その他、加算の新設や加算要件の見直し有り

④ 基本報酬における時間区分の創設、延長支援の見直し

- ・ 個々の利用時間に応じた評価が可能となるよう支援時間による報酬区分を設定
- ・ 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）を超えて預かりニーズに対応した延長支援を評価
- ・ 基本報酬及び延長支援ともに事前に個別支援計画に定め、計画的に支援を実施

令和6年度報酬改定の主な概要

⑤ 減算の新設及び要件の見直し

支援プログラム未公表減算【児発、放デイ、居宅訪問型児発】（令和7年4月より適用）

5領域のつながりを明確にした支援プログラムを作成し、インターネット等に公表し、東京都に届出を行う

自己評価等未公表減算【児発、放デイ、保育所等訪問】

おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、インターネット等に公表し、東京都に届出を行う

※保育所等訪問支援は自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を実施（減算は令和7年4月より適用）

虐待防止措置未実施減算

- i) 虐待防止委員会の設置及び委員会の検討結果を従業者へ周知徹底（法人単位の開催も可）
- ii) 従業者への研修の実施（協議会や基幹相談支援センターの研修に事業所が参加した場合も実施とみなす）
- iii) 上記を適切に実施するための担当者の設置

業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期も業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従い必要な措置を講ずる

情報公表未報告減算

支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）で公表すること

⑥ 個別支援計画の共有

個別支援計画について、保護者に加えて、当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所にも交付しなければならない。

設備基準 ～移転の際にはご留意ください～

発達支援室	・ 死角のない一体的な部屋を用意すること (児童発達支援：1人あたり3㎡以上、放課後等デイサービス：4㎡以上) ・ 廊下、玄関、キッチン等は上記面積に含まれない ・ 蛍光灯の飛散防止措置を取ること、カーテンは防災のものを使用すること、コンセントはカバーをつけること、棚などは転倒防止を行うこと
事務室	・ 原則、部屋を用意すること ・ 扉には鍵をつけ、児童が入らない工夫をすること ・ 個人情報の流出がないように配慮すること ・ 鍵付き書庫を設置すること
相談室	・ 相談者や相談内容等プライバシーが守られるよう、原則部屋を用意すること
洗面所	・ 衛生管理に配慮すること (手洗い・うがいの設備、トイレ後の手洗いの設備、コップ等を洗う設備を別に用意)
トイレ	・ 定員に応じた個数を用意すること ・ 2か所以上ある方が好ましい ・ 外部者が出入りできる共用のものではなく、専用のものであること ・ 利用者の特性に応じたものであること

設備基準 ～移転の際にはご注意ください～

以下の事項について、安全で安心できる療育に相應しい環境とするためにご協力をお願いしております。

- 当該物件が消防法や建築基準法など、他の法令に抵触していないこと。
また、新耐震基準を満たす物件（昭和56年6月1日以降建築確認を行っている）
であることについてもご確認ください。
- 所轄消防署に相談のうえ、必要な消防設備等設置すること。
（自動火災報知設備の設置等）
- 建築基準法や各自治体の条例上の必要な手続き等も確認すること。
- 緊急時に迅速な避難ができるよう、指導訓練室や相談室が1階や2階にあることが望ましいです。
- 採光が取れるように閉鎖的でなく窓があること。
- 児童発達支援センターにおいては、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の対象となる施設から半径100m以内に設置しないこと。
- 送迎を行う場合は、児童が安全に乗降できる場所や駐車場を確保すること。

賃貸物件の場合は契約締結前、新設の場合は図面を固める前に必ずご相談ください。
（レイアウト変更や移転の場合、変更届の提出は前々月までに提出が必要）

～ 定期的にご確認ください ～

【東京都障害者サービス情報】 <http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

※ウェブブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Internet Explorerなど）のお気に入りに登録するなどして、いつでも閲覧できるようにすることをお奨めします。

【厚生労働省のHP】 <http://www.mhlw.go.jp>

【こども家庭庁のHP】 <https://www.cfa.go.jp/>